

宇都宮市児童遊園条例

昭和55年3月21日

条例第15号

(設置)

第1条 市は、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童遊園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮児童遊園

位置 宇都宮市今泉町3007番地

(事業)

第3条 宇都宮児童遊園（以下「遊園」という。）の事業は、次のとおりとする。

- (1) 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにする事業
- (2) その他児童の健全育成について必要な事業

(行為の禁止)

第4条 遊園を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 遊園内の設備をき損し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙又は広告物を表示すること。
- (5) その他遊園の目的を妨げるおそれのある行為をすること。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、遊園の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に遊園の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 前条の規定により、指定管理者に遊園の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業
- (2) 第4条の行為の禁止に関する業務
- (3) 遊園の維持及び管理
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(管理の基準)

第7条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び遊園の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に遊園の管理を行わなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日条例第27号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。